

一般社団法人ユニバーサルスポーツしずおか及び 静岡市におけるユニバーサルスポーツの普及・促進のための ロゴマーク募集要領

令和8年6月11日
一般社団法人ユニバーサルスポーツしずおか

1 趣旨

一般社団法人ユニバーサルスポーツしずおかは、年齢、性別、障がいの有無、国籍又は競技レベル等に関わらず、その場にいる誰もが共に楽しむことができるスポーツ（以下「ユニバーサルスポーツ」という。）を活用し、地域とつながり、社会に参画できる「ユニバーサルスポーツの聖地」の実現を目指し、市民、地域団体、企業等と連携した取組を推進しています。

本募集は、こうした静岡市全体におけるユニバーサルスポーツの取組を分かりやすく発信するため、その象徴となるロゴマークを制作するとともに、清水区庵原地区をモデル地域として進めているユニバーサルスポーツ聖地化推進事業の魅力や可能性を広く発信することを目的として、ロゴマークを募集します。

2 募集するデザイン

- (1) ユニバーサルスポーツしずおか のロゴマーク
 - (2) 静岡市におけるユニバーサルスポーツの普及・促進のための のロゴマーク
- ※デザインの参考資料は別紙のとおりです。

3 使用目的

最優秀作品は、静岡市全体におけるユニバーサルスポーツの取組を広く周知・発信するため、各種印刷物、ホームページ、イベント、広報物等に幅広く活用します。

あわせて、静岡市におけるユニバーサルスポーツの普及・促進に関する広報や啓発、イベント等においても活用し、地域に根ざした実践的な取組の発信に役立てるものとします。

4 応募資格

デザインの経験を問わず、学生の方や地域に関心のある方など、幅広い皆さまからの応募をお待ちしています。

ただし、一人につき各2作品の応募とします。

※年齢、住所等の要件は問いません。

※未成年者による応募は、保護者の同意が必要です。

5 デザインの規格

- ・ユニバーサルスポーツのイメージが伝わるデザインとしてください。
- ・文字の表記について、定めはありません。
- ・ロゴマークの色はカラーとします。色数は指定しませんが、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小での使用を考慮したデザイン・サイズとしてください。
- ・応募内容は、応募者本人が創作した未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・最優秀賞受賞作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、デザイン補正や修正を加えさせていただく場合があります。
- ・著作権や商標権を侵害しないデザインとしてください。
- ・生成 AI を使用した作品は応募できません。

6 応募方法

(1) 提出物

- ① PNG 形式または JPEG 形式で、ファイルサイズが 1 ～ 5 MB のデータ（手書き応募は不可）
- ② 作品のコンセプト（100 文字程度）

(2) 提出方法

申込フォームから提出

【URL: <https://unispo.or.jp/logo-contest-entry/>】

7 募集期間

令和 8 年 6 月 18 日(木)から令和 8 年 9 月 11 日(金)まで

8 選考

(1) 募集された作品のうち、それぞれ以下の入賞作品を決定します

- ① 最優秀賞（1 名）
- ② 優秀賞（2 名）

(2) 入賞作品の選考は本事業に協力いただける企業の社内投票及び関係者にて実施します。

※選考過程や選考理由についての問い合わせには対応できませんので、ご了承ください。

9 結果発表

選考結果は、令和 8 年 9 月末頃に応募者に連絡をします。

10 表彰

- ・最優秀賞（採用作品）各 1 点 賞状及び副賞〔静岡市の特産品 5 万円相当〕
- ・優秀賞（次点作品）各 2 点 賞状及び副賞〔静岡市の特産品 3 万円相当〕

※受賞された方の表彰式を令和 9 年 1 月下旬に予定しています。現時点で表彰式の日程は決まっておりませんが、受賞された方は表彰式への出席をお願いいたします。日時は決まり次第連絡します。

11 個人情報の取り扱いについて

- （1）応募者の個人情報は適切に管理し、応募内容の確認、作品の選考・発表、受賞者への通知・表彰など、本募集に関すること以外の目的では使用しません。
- （2）受賞された場合、制作者の氏名（ペンネーム）をホームページ等で公表することがあります。

12 著作権等について

- （1）権利の帰属等

- ①ユニバーサルスポーツしずおかのロゴマーク

最優秀賞受賞作品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）、商標権（商標登録出願をする権利を含みます。）、商品化権、使用権、その他一切の知的財産権及びこれらを出願又は取得する権利並びに所有権等は、すべて（一社）ユニバーサルスポーツしずおかに帰属するものとします。

受賞者は、当該作品に関し、（一社）ユニバーサルスポーツしずおかが実施する事業の目的及び範囲内において、当該作品を利用、公表、編集、加工等する場合には、著作者人格権を行使しないものとします。また、当該作品の商標登録、商品化等に関する対価は無償とします。

- ②静岡市におけるユニバーサルスポーツの普及、促進のためのロゴマーク

最優秀賞受賞作品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）、商標権（商標登録出願をする権利を含みます。）、商品化権、使用権、その他一切の知的財産権及びこれらを出願又は取得する権利並びに所有権等は、（一社）ユニバーサルスポーツしずおか及び静岡市に帰属するものとします。

受賞者は、当該作品に関し、（一社）ユニバーサルスポーツしずおか及び静岡市が実施する事業の目的及び範囲内において、当該作品を利用、公表、編集、加工等する場合には、著作者人格権を行使しないものとします。また、当該作品の商標登録、商品化等に関する対価は無償とします。

(2) 受賞の取消し等

応募作品が既発表作品と同一又は酷似している場合、第三者の知的財産権を侵害するおそれがある場合（応募後に侵害となった場合を含みます。）、本募集要項に違反している場合又は法令に違反している場合は、受賞結果発表後であっても、受賞を取り消すことがあります。

また、既に副賞が授与された後にその事実が判明した場合は、当該副賞の返還を求めるものとします。

(3) 第三者紛争等に関する責任

応募作品について、第三者から権利侵害その他の権利侵害を理由とする損害賠償請求等がなされた場合、（一社）ユニバーサルスポーツしずおかは一切の責任を負わないものとし、応募者の責任及び費用においてこれを解決するものとします。

なお、応募作品に関連して、（一社）ユニバーサルスポーツしずおかが損害を被った場合は、当該応募者に対し、損害賠償を請求することがあります。

13 その他

(1) 作品の提出に要する費用については、応募者の負担とします。

(2) 次のいずれかに該当する応募作品は、選考の対象としません。

なお、選考結果発表後に以下の事実が判明した場合には、受賞を取り消すとともに、応募者は賞状及び副賞を返還するものとします。

- ・ 公序良俗に反する内容のもの
- ・ 政党その他の政治団体又は宗教に関連するもの
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするもの
- ・ 特定の個人又は団体の名誉、信用等を害するおそれがあるもの
- ・ 特定の人物を直接的にモチーフとしたもの
- ・ 応募内容に虚偽の記載があった場合
- ・ 応募者の連絡先の記載がない場合、又は応募者と連絡が取れない場合
- ・ 本募集要項に違反して応募されたもの

なお、上記に定めるもののほか、応募作品の利用に関し疑義が生じた場合には、（一社）ユニバーサルスポーツしずおかと応募者との協議により、その取扱いを決定するものとします。

(3) 募集要領に記載された事項は、（一社）ユニバーサルスポーツしずおかの判断により、予告なく変更または追加することがあります。

(4) 選考結果の発表が行われるまでの間、応募作品を第三者に公表しないでください。

(5) 他のコンクール等に応募したものと同一又は類似の作品による重複応募は認められません。

(6) 応募者は、本募集要領の内容を十分に理解したうえで応募するものとし、応募をもって本募集要領のすべての事項に同意したものとみなします。

14 お問い合わせ

- ・一般社団法人ユニバーサルスポーツしずおか 担当：神戸郁代
〒420-0941 静岡市葵区松富四丁目 14-1 静岡市北部体育館 2 階
[電話:204-5755/Fax:204-5756/mail:info@unispo.or.jp]

協力：静岡市役所スポーツ振興課